

## 公 告

香美市物品・業務等一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請要綱（平成 29 年香美市告示第 138 号）第 9 条の規定により、次のとおり令和 6・7 年度香美市物品・業務等一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請要領を定める。

令和 5 年 12 月 1 日

香美市長 依光 晃一郎

### 令和 6・7 年度香美市物品・業務等一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請要領

令和 6・7 年度に香美市が発注する物品の購入（製造を含む。）又はサービス（清掃、警備及び設備保守管理等の業務を含む。）の契約に係る競争入札に参加を希望する者は、この要領により関係書類を提出するものとする。

#### 1 資格審査を申請できない者

- (1) 成年被後見人、被保佐人、被補助人若しくは未成年者又は破産者で復権を得ない者
- (2) 営業に関し法令上必要な要件を備えていない者
- (3) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (4) 手形又は小切手の不渡り事故を起こし、銀行当座取引を停止されている者
- (5) 審査基準日の前日までに納期限の到来した国税、都道府県税及び市町村税を滞納している者（ただし、資格審査の申請をするまでに完納した場合は、この限りでない。）
- (6) 個人住民税の特別徴収義務者として特別徴収を行っている申告、新規事業者で特別徴収義務者として特別徴収を今後行う誓約、又は特別徴収義務者となった場合は特別徴収を行う誓約のいずれをも行わない者（ただし、高知県外に本社を有する者は、この限りでない。）
- (7) 香美市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成 25 年香美市規則第 5 号）第 4 条各号のいずれかに該当する者

#### 2 資格有効期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（ただし、令和 6 年 4 月 1 日以降に申請書類を提出した場合は、登録日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。）

### 3 受付期間及び提出方法

#### (1) 令和6年4月1日から有効となる名簿に登載を希望する場合

令和6年1月4日から令和6年2月29日までの間（土・日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）に、郵送（消印日有効※1）又は持参（※2）により提出すること。

#### (2) 令和6年2月29日以降に提出する場合

令和6年4月1日から令和8年2月20日までの間（土・日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。）に、郵送（消印日有効※1）又は持参（※2）により提出すること。

※1 配送業者を利用する場合は配送業者の受付日とする。

※2 持参する場合は、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までの間に持参すること。

### 4 受付場所及び問い合わせ先

香美市役所 本庁舎 3F 管財課 契約班

〒782-8501 高知県香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号

電話 0887-53-3113（直通） F A X 0887-53-5958

### 5 提出書類

令和6・7年度香美市物品・業務等一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書提出書類チェックリスト兼受領書を参照し、数字の順番にA4フラットファイル（黄色）に綴じ、当該ファイルの背表紙には会社名を記入のうえ提出すること。

### 6 記載事項の変更

競争入札参加資格者登録名簿に登録された後、商号、代表者、住所又は印鑑等の変更があった場合には直ちに変更届に必要な書類を添付して、管財課へ提出すること。（変更届が提出されるまでは、競争入札参加資格者登録名簿の変更は行われません。）

### 7 申請書等の記載上の注意事項

申請書等の記載にあたっては、誤記や記載漏れがないように正確に記入すること。（郵便番号、日付及びフリガナも必ず記入すること。）

書類の訂正は、二重線を引き、実印で訂正のうえ、その上段に記載すること。（修正液や修正テープは使用しないこと。）ただし、申請書、委任状（委任事項の抹消に関するものを除く。）、官公庁が発行する証明書及び財務諸表類の訂正は不可とする。

(1) 物品・業務等一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書

ア 「申請者」は、法人の場合は本社代表者を、個人の場合は本人を記載すること。

イ 「実印」は、印鑑証明書で証明されている実印を押印すること。

ウ 「受任者」の欄は、「申請者」の欄に記載した本社代表者以外の支店等を受任者とする場合に記入すること。ただし、支店・営業所等で登録する場合は取引する権限（委任状に記載されているすべての事項）が委任されていることが必要。

エ 「使用印鑑」は、香美市に提出する契約書等の書類に使用する印鑑を押印すること。法人の場合で代表者印に称号が刻印されていない場合は社印も押印すること。

(2) 委任状

指定様式の委任状に記載されている権限はすべて委任するものとし、一部委任は認められない。ただし、「支払金請求並びに受領に関する一切の件」のうち、受領に関して委任しないことは可能であり、その場合は「並びに受領」の箇所に二重線を引き、実印を押して抹消すること。

なお、委任者の印鑑は実印を押印し、代理人については、商号、職及び氏名を記載すること。

(3) 営業経歴書

審査基準日における会社の状況を記載すること。

ア 営業年数は、1か月未満は切り捨てて記載すること。

イ 営業の沿革において記入欄が不足する場合は、別紙を添付すること。

ウ 従業員数は、審査基準日の前日における本社、支店等組織全体の従業員数（アルバイト、パートタイムは除く。）を記載すること。（個人の場合は事業主も含む。）

エ 販売実績は、審査基準日直前2年間の主な販売（製造）実績を民間と官公庁に区分して記載すること。

官公庁の受注実績等について記入欄が不足する場合は、別紙を添付すること。

オ 営業種目は、取扱メーカー、品目等すべて記載すること。特約店又は代理店になっている場合は、（特）又は（代）の表示をすること。その場合、必ず証明書を添付すること。

営業種目の記入欄が不足する場合は、別紙を添付すること。

(4) 取扱品及び業務一覧

申請者名（様式の右上の欄に、法人の場合は団体名、個人の場合は本人氏名）を記載すること。

希望する営業種目（販売物等）に○印を記入すること。

許認可等が必要な営業種目については、許認可証等の写し等を添付すること。（添付されていない場合は、営業種目が登録されないことがある。）

なお、一覧表は、該当のない頁の提出は不要とする。

希望する販売物等が一覧にない場合は、本様式の最終頁にある自由記入欄に希望販売物等を記入すること。

(5) 滞納のないことが分かる証明書

市税及び県税の滞納のないことが分かる証明書は、委任状を提出する場合、本社及び受任者、両方の所在地の証明書を提出すること。

(6) 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書

高知県内に本社を有する者が対象。（高知県外に本社を有する者は提出不要）

(7) 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書

受任先がある場合は、代理人(支店長、営業所長)についても記載すること。

代表者の変更、役員を追加、受任先の代理人（支店長、営業所長）の変更があった場合は、暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書を再提出すること。（追加のあった者のみの記載で可）

(8) 財務諸表類

法人の場合、審査基準日の直前 1 年の営業年度の貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類。

個人の場合、審査基準日の直前 1 年の営業年度の青色申告決算書など、決算状況が分かるもの。

## 8 その他

申請書の未記入若しくは誤記等又は添付書類に不備があるため審査できない場合は、資格の登録を行わないものとする。

申請書の受領、不足書類の通知をチェックリスト兼受領書で行うため、郵送にて申請書を提出する場合は、切手を貼付し送付先を記載した返送用封筒を同封すること。

競争入札参加資格者登録名簿に登録されると、一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格が得られるが、自動的にあるいは直ちに指名や発注があるという制度ではありませんのでご注意ください。